

離職したナースの皆さん 届け出てください！

看護師等の離職時等の届出制度



看護師等の免許をお持ちで看護職の仕事に就いていない方は、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づきナースセンターへ届け出ることが努力義務となっています。この制度は離職した看護職の潜在化を予防すること、離職後も看護職としてのキャリア形成に向けた支援に関する情報をナースセンターから受け取ることで、次のステップに繋がることをめざしています。

あなたの
看護の力が
必要です

届出方法

- 詳細は裏面の「届出制度」登録の流れをご覧ください。



届出対象

- 離職中の看護職の方
- 離職予定の看護職の方
- 看護師等の免許取得後、直ちに就業する予定のない方
- 保健師助産師看護師法に基づく業に従事していない方（行政職や研究職等）

届出内容

- 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス
- 免許種別、登録番号
- 就業に関する事項など



▶ 「e ナースセンター」への登録を希望すると選択した場合、または届出が完了していない場合は、福島県ナースセンターから連絡することがあります。
▶ 届け出ていただく情報は、届出サイト「とどけるん」に掲載しているナースセンターのプライバシーポリシーに基づいて管理します。

届出登録をすると、どうなるの

- 届出サイト「とどけるん」のコンテンツ情報を閲覧できます。
- ナースセンターとの一定のつながりができ、あなたに合った研修や情報が提供されます。
- 復職を希望する際はナースセンターへの登録後に、施設見学の取次ぎや希望条件に合った職場探しの支援が受けられます。

看護職責任者の皆様へ

離職する看護職の届出制度にご理解とご協力をお願い致します。
また、「届出制度」の詳細は、福島県ナースセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ・届出票の郵送先・求人求職のご相談

福島県ナースセンターは、平成4年に「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき設置され、厚生労働大臣認可を受けた看護職専門の無料職業紹介所です。

看護職者の就業に対する不安を少しでも軽減できるよう、相談や情報提供、巡回就職相談会・採血演習・再就業支援研修などにより支援しています。

看護職の免許をお持ちの方はどなたでも、福島県ナースセンターを利用することができます。看護職としての自分の方向性を一緒に思い描いてみませんか。

公益社団法人 福島県看護協会
福島県ナースセンター

〒963-8871 福島県郡山市本町一丁目20番24号
TEL：024-934-0500
E-mail：fukushima@nurse-center.net

届出制度に関する詳しい内容は「厚生労働省」ホームページの「看護師等免許保持者の届出制度」をご覧ください
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>

◆「届出制度」の登録の流れ◆

届出方法は「本人届出」または「就業先代行届出」があります

本人届出



- 1 看護師等の届出サイト「とどけるん」から届出
- 2 福島県ナースセンターへ、郵送か来所にて届出票を提出

1 看護師等の届出サイト「とどけるん」から届出
<http://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>へアクセス

1. 「とどけるん」からID申請



2. ID申請画面にて必要事項を入力し登録

3. 本登録用メール受信

4. 受信メールに記載されているURLにアクセス

5. ログインし、パスワードを設定

6. 届出登録画面にて届け出る内容を入力し登録

7. 登録完了メールを受信

登録後、マイページが利用できます。

2 福島県ナースセンターに届出票（本人届出用）を提出

届出票はナースセンターに連絡して入手、または「とどけるん」からダウンロード

郵送または来所にて提出

届出登録が完了すると

- 福島県ナースセンターから電話やメール、郵送で連絡することがあります。
- 福島県ナースセンター日より、リーフレットがお手元に届きます。
- 届け出された離職情報をもとに、次のステップに繋がる支援をします。

福島県ナースセンターで行う最新の情報（巡回就職相談会や研修のお知らせ）を知ることができます。

就業先代行届出（病院・施設）

1 e ナースセンターの求人施設ポータルから届出

2 福島県ナースセンターへ、郵送か来所にて届出票を提出



1. 看護職へ届出票や届出制度のチラシを渡し制度の説明を行う。看護職が退職時等に届出票（代行届出用）に記入届出票（代行届出用）は「とどけるん」よりダウンロード

2. 届出票（代行届出用）を回収

3の①か②どちらかの方法でナースセンターへ届け出る

3. 福島県ナースセンターに未登録の施設は、「e ナースセンター」から施設登録を行う

「e ナースセンター」へログイン



1 「e ナースセンター」から届出

<https://www.nurse-center.net/nccs/>
「e ナースセンター」の求人施設ポータルからCSVデータにとりまとめて届け出る



一括届出用テンプレートは「e ナースセンター」よりダウンロード

2 福島県ナースセンターに届出票（代行届出用）を提出

届出票をとりまとめて福島県ナースセンターへ届け出る

郵送または来所にて提出

留意事項

個人情報保護の観点から、お取扱いにご留意ください。

- 届出登録に使用する電子データ（Excel、CSV）のメール送信はしないでください。
- 届出完了後、届出票の破棄、電子データ（Excel、CSV）の削除をお願いします。



Q&A

Q.1 ナースセンターへ求職登録しているのに届けなくていいですか？

A.1 求職登録とは別です。e ナースセンターに登録済でも「とどけるん」に届け出て下さい。

Q.2 届出とともにナースセンターへ求職登録したいのですが？

A.2 届出の際に、「e ナースセンターへの求職を希望しますか」の項目で「1.希望する」を選択してください。その後、「e ナースセンター」から詳細を入力してください。

「とどけるん」の登録情報は、「e ナースセンター」の登録情報に反映されます。

Q.3 e ナースセンターへの登録を「希望する」としたのに、e ナースセンターにログインできません。

A.3 「とどけるん」で「e ナースセンター」に登録を「希望する」とし届出登録を行った後、約1時間ほどで「e ナースセンター」へ連携されます。そのため、しばらくしてから再度ログインしてみてください。

Q.4 住所変更しました。どのシステムで変更すればいいですか？

A.4 「とどけるん」、e ナースセンター両方のシステムを変更する際には、「とどけるん」で変更を行ってください。

e ナースセンターで求職者情報の変更を行っても、「とどけるん」にある共通項目には反映されません。